

○ 愛知大学特別重点研究助成取扱要領

1 申請

(1) 申請の時期

- ① 特別重点研究助成は、毎年1回、2月に公募を行う。詳細は研究所長、学部長、短期大学学部長及び専門職大学院研究科長に通知のうえ文書で公示する。

(2) 申請の手続

- ① 特別重点研究助成を申請する者（以下「申請者等」という。）は、本学の教育職員が3人以上で構成し、所定の申請書及び特別重点研究助成の審査に必要と考える書類等（以下「申請書等」という。）により、原則として本学の研究所（本学の複数の研究所が共同で実施する場合は中心となる研究所）を通じて、各単位の申請要件を満たしたうえで、研究政策・企画会議へ申請する。本学の研究所を通じて申請しない場合は、その理由を申請書等に明記する。
- ② 継続申請の場合であっても年度ごとに申請する。
- ③ 継続申請の場合であって、やむを得ない事由があるときは、研究代表者及び研究分担者を変更して申請することができる。この場合、その理由を、申請書等に付記する。

2 選考

(1) 選考手順（新規申請）

- ① 学長は、研究政策・企画会議からの報告を受け、申請書等に基づき、研究課題の妥当性、研究計画、実施体制及びその他研究遂行に必要な事項（以下「研究計画等」という。）について審査を行うため、特別重点研究助成審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- ② 審査会の構成員は、学長が指名する。
- ③ 審査会は、申請書等に基づき審査を行い、追加書類の提出を求めることができるほか、必要に応じて申請者等に出席を求め申請内容等の説明を聴取することができる。
- ④ 審査会は、特別重点研究が本学における戦略的研究を含む研究の促進と、研究所等の連携の強化を企図していることを十分に踏まえ、審査する。
- ⑤ 審査会は、外部資金による大型プロジェクトへの申請の可能性を視野に入れ、申請者等に対して研究計画等の変更を助言、勧告することができる。
- ⑥ 審査会は、当該研究にかかる全学的な研究支援体制の整備等、実施にかかる必要な事項を学長に具申することができる。
- ⑦ 学長は、審査会の答申を受け、特別重点研究助成について、4月上旬までに大学評議会の議を経て決定する。

(2) 選考手順（継続申請）

- ① 研究政策・企画会議は、申請書等のほか規程第9条に基づく実施状況報告により、当該研究の実施状況等を確認し、学長に報告する。
- ② 学長は、研究政策・企画会議の報告に基づき、当該研究の研究計画等について助言、勧告するほか、その他研究支援体制の整備及び見直し等、当該研究の実施にかかる必要な措置を講ずる。
- ③ 学長は、当該特別重点研究助成について、4月上旬までに大学評議会の議を経て決定する。

3 特別重点研究助成の決定

- (1) 研究助成の決定の結果は、申請者等に文書（学長名）で通知する。
- (2) 決定通知を受領した者は、5月末日までに「特別重点研究助成使用計画書」を提出しなければならない。

4 特別重点研究助成支出要領

研究助成を受ける場合は、次の各号によらなければならない。

- ① 機器備品、図書及び用品の購入については、固定資産及び物品調達規程による。
- ② 研究旅費については、旅費規程による。
- ③ その他の支出については、その都度所管課に申し出る。

5 特別重点研究助成実施状況報告書等の提出

研究助成を受けた者は、助成を受けた年度ごとに「特別重点研究助成実施状況報告書」を所定の期日までに提出しなければならない。

6 特別重点研究成果の刊行・公表

申請者等は研究助成期間終了後2年以内に、研究成果を書籍若しくは報告書（いずれも単行

本)又は学術雑誌等に公表する。

7 取扱要領の改廃

この取扱要領の改廃は、研究政策・企画会議の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

- 1 この取扱要領は、2017年2月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2017年度の申請は4月に公募、選考は6月中旬までに決定、決定通知を受領した者は7月中旬までに「特別重点研究助成使用計画書」を提出する。